

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 清流福祉会

社会福祉法人清流福祉会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流福祉会の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 報酬及び費用弁償は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 当法人の役員に対する報酬は原則として無報酬とする。

(役員の会議出席報酬及び費用弁償等)

第4条 役員が会議等に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことが出来る。

但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	費用弁償（日額）
会議等出席報酬（交通費）	実費

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

但し、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成1年6月18日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規定は令和5年7月1日より適用する。